

どんな病気なのか、正しく理解してほしい

HIV感染症・エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などは、その病気や感染経路についての偏見や無理解から、患者や感染者が差別されることがあります。

そのことが、患者、感染者やその家族が、安心して生活を送る妨げとなっています。

目に見えない敵であるウイルスへの不安や恐れを感じた時には、公的な機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動しましょう。

相談窓口
埼玉県加須保健所 ☎0480-61-1216
8:30～17:15 月～金(祝日、年末年始を除く)
埼玉県エイズホットライン ☎050-2018-2720
11:00～13:00、14:00～17:00 土・日

感染症に
関連する
人権

相手のことを考えよう

パソコンやスマートフォン等の普及により、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗・中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。また、こどもや青少年がSNSの利用によって、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

インターネット利用者一人ひとりが、個人の名誉・プライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、加害者にも被害者にもならないために、インターネットが公共空間であることを認識し、モラルやルールを守り利用することが必要です。

相談窓口
さいたま地方事務局熊谷支局 ☎048-524-8805
8:30～17:15 月～金(祝日、年末年始を除く)

厚生労働省「まもろうよこころ」 URL <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

インターネット
による
人権侵害

インターネット・ホット
ラインセンター URL <https://www.internethotline.jp/>

みんなで分かりあいましょう

社会には、まだまだ多くの偏見や差別があります。

たとえば、アイヌの人たちに対する、固有の伝統的な儀式や祭事など民族の違いから起こる差別。刑を終えて出所した人やその親族に対する根強い偏見のために社会復帰が困難になること。犯罪被害者とその家族は、被害に対する精神的負担以外に無責任なうわさやマスメディアによる過剰な取材のために、プライバシー侵害や名誉きそんなどの二次的な被害を受けるというような深刻な問題が多くあります。

また、災害時の避難所におけるプライバシーの問題や、「要配慮者」への対応、このほかにも、ハラスメントやケアラー・ヤングケアラー・ひきこもりに関する人権問題なども発生しています。

全ての人の人権が適切に守られるよう、市民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めていくことが大切です。

その他の
人権



差別のない明るい社会を

～人権尊重社会を目指して～



令和7年度 行田市人権ポスター優秀作品 行田市立太田小学校3年 三角 歩夢

人権について、みんなで考えてみましょう。

人権とは、なんだろう？

「何だか堅苦しいもの」「テレビのニュースではよく聞くけれど・・・。」なんて思っていないですか？

誰もが自分らしく生きたい、幸せになりたいと願っています。

そんな願いをかなえるために、みんなが平等でお互いを尊重しながら、一人ひとりが「人間として幸せに生きる権利」を人権というのではないのでしょうか。

力をあわせて思いやりのところを大切にする社会を築くことで、はじめて一人ひとりが豊かに生きることができるのです。

行田市・行田市教育委員会
行田市人権教育推進協議会

●市内の各小・中学校から応募のあった人権標語の優秀作品集を市ホームページに掲載いたしました。



●電話やインターネットによる人権相談はこちらへ
(詳細は、市ホームページをご確認ください)
みんなの人権110番 0570-003-110
こどもの人権110番 0120-007-110
インターネット人権相談 URL <https://www.jinken.go.jp/>



●埼玉県内の相談窓口



●生きるのがしんどい あなたののためのWeb空間
「かかれてしまえば いいのです」



人権について、みんなで考えてみましょう。

男女共同参画社会の実現

人びとの意識や行動、習慣などの中には、いまだに、女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担意識などが見受けられています。

また、夫・パートナー等からの暴力（DV）、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、極めて深刻な問題となっています。さらに、女性の人権を侵害する性・暴力表現などの情報が、インターネット等を含め、メディアにおいて増加しています。

さまざまな問題を抱える女性を支援するための施策を推進し、人権を尊重していくことが求められています。

相談窓口		
行田市男女共同参画推進センター (配偶者暴力相談支援センター)	☎048-556-9301 9:00～17:00	火～土(祝日,年末年始を除く)
With Youさいたま (埼玉県男女共同参画推進センター)	☎048-600-3700 9:30～20:30 9:30～17:00	月～水・金・土(年末年始を除く) 日、祝・休日(木,年末年始を除く)
みんなの人権110番	☎0570-003-110 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)

女性の人権

バリアをなくそう

障がいのある人も、ない人も、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活する社会を実現するには、さまざまな障壁（バリア）を取り除かなければなりません。

バリアには、物理的なものや、制度的なもの、文化・情報に係るものや私たちの意識に関わるものなどがあります。こうした日常生活や社会生活上のさまざまなバリアを取り除こうという考え方がバリアフリーです。

バリアを取り除くためには、障がいのある人となない人が、コミュニケーションを図ることが大切です。それは、例えば、街で車いすが動かなくて困っているときや、歩道に障害物があるときなど、障がいのある人へのちょっとした手助けから始まります。

行田市では、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、令和5年12月9日から「行田市障がい者差別解消推進条例」を施行しました。

相談窓口		
行田市福祉課	☎048-556-1111(内線258,265,266) 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	☎048-822-1297 9:00～17:00	月～金(祝日,年末年始を除く)
埼玉県虐待通報ダイヤル	☎0120-80-7171	24時間 365日

障がいのある人の人権

「外国人というだけで…」態度を変えたり、差別をしないで

国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の外国人が幅広い分野の職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日しています。

その文化、習慣、価値観への理解が不十分であること等から差別的な対応が起こったり、日本語での会話やコミュニケーションがうまくいかなかったり、文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

外国人も日本人も一人の人間として、そして同じ地域で暮らす一員として、お互いを理解し合い、認め合い、「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。

相談窓口		
外国人総合相談センター埼玉	Saitama Information & Support (SIS) Consultations are available in 13 languages. ☎048-833-3296	月～金 9:00～16:00
外国語人権相談ダイヤル	Foreign-language Human Rights Hotline ☎0570-090-911	(Closed on public holidays and December 29th through January 3rd) Weekdays 9:00 through 17:00

外国人の人権

大人とともに社会を構成するパートナー

子どもには、自由に自分の意見を述べることや表現することが認められています。

しかしながら、現実には児童虐待・いじめ・不登校・ヤングケアラー問題など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

子どもが安全に健やかに成長するために、子どもを大人と同じ社会のパートナーとして認め、大人が責任をもって子どもを保護しそれぞれのこどもの持つ「すばらしさ」を尊重していく社会を築いていきましょう。

相談窓口		
行田市子ども家庭センター	☎048-579-8033 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)
埼玉県熊谷児童相談所	☎048-521-4152 8:30～18:15	月～金(祝日,年末年始を除く)
子どもスマイルネット	☎048-822-7007 10:30～18:00	毎日(祝日,年末年始を除く)

こどもの人権

正しく理解することが問題解決につながります

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の中でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

これまでの取り組みにより差別意識や偏見については着実に解消に向けて進んできてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の流布や不正な手段による身元調査が行われるなど、いまだに課題として残っています。

こうした中、平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和4年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切なのです。

相談窓口		
行田市人権・男女共同参画推進課	☎048-556-1111(内線221) 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)
さいたま地方務局熊谷支局	☎048-524-8805 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)

同和問題

性のあり方はさまざまです

最近「LGBTQ」という言葉を見たり聞いたりする機会が増えています。これは、レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:両性愛者)、トランスジェンダー(T:「身体の性」と「性自認」が一致しない人)、クエスチョニング(Q:性のあり方が特定のあり方に属さない、決めていない、決められない)やクィア(当たり前ではないとされる性のあり方を包括的に表す言葉)の頭文字をとったもので、LGBTQ以外にも、さまざまな性のあり方があります。

また、性の多様性を理解する観点として下記の4つが挙げられます。

- 好きになる性(性的指向):どの性別を恋愛の対象とするか
- 自認する性(性自認):どの性別を自認するか
- 表現する性(性表現):服装や行動、振る舞いなど
- からだの性(生物学的性):からだのつくり、特徴など

本市では、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、令和3年4月1日から、性の多様性を尊重する「行田市パートナーシップ宣誓制度」を施行しています。

偏見や差別を無くすためには、性的少数者の良き理解者・支援者となることが大切です。

相談窓口		
行田市人権・男女共同参画推進課	☎048-556-1111(内線221) 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)

にじいる県民相談	☎0570-022-282 18:00～21:30	毎週土曜日(年末年始を除く)
----------	------------------------------	----------------

よりそいホットライン	☎0120-279-338 (LGBTQの相談は、ガイダンスに沿って#4を押してください。)	24時間 365日
------------	---	-----------

性的少数者の人権

いきいきと生きていくために

急速に進行する社会の高齢化に伴い、さまざまな問題が生じています。

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪を含む財産面での権利侵害などが懸念されています。

高齢者に対する虐待や人権侵害などは、地域全体で見守り、だれもが、いつまでも、生きがいを持ち、お互いの考え方や、生活習慣を理解し合いながら、住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会を実現していきましょう。

相談窓口		
行田市高齢者福祉課	☎048-556-1111(内線278,338) 8:30～17:15	月～金(祝日,年末年始を除く)
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	☎048-822-1204 /048-822-1240 9:00～16:00	月～金(祝日,年末年始を除く)
埼玉県虐待通報ダイヤル	☎0120-80-7171	24時間 365日

高齢者の人権

北朝鮮当局による拉致問題

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められました。また、毎年12月10日から同月16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題の解決には、被害者や御家族の早期帰国を願う思いを忘れることなく、解決を望む国民の強い意志を絶えず北朝鮮に訴えていくことが大切です。

埼玉県では、「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を制定し、令和6年12月24日から施行しています。

拉致問題の解決に向けて